

様式44

令和 5 年 5 月 22 日

三重県知事 一見 勝之 殿

医療法人の住所	三重県鈴鹿市平田二丁目1番8号
医療法人の名称	医療法人 宮崎産婦人科
理事長	宮 崎 顕
電話	059-378-8811

決 算 届

令和4年3月1日から令和5年2月28日までの決算を終了したので、医療法第52条第1項の規定により届出します。

[添付書類]

- 1 事業報告書
- 2 財産目録
- 3 貸借対照表
- 4 損益計算書
- 5 監事の監査報告書



様式 1

事 業 報 告 書
(自 令和4年3月1日 至 令和5年2月28日)

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人 宮崎産婦人科
 ① 財団 社団 (出資持分なし 出資持分あり)
 ② 社会医療法人 特別医療法人 特定医療法人
 出資額限度法人 その他
 ③ 基金制度採用 基金制度不採用
 注) ①から③のそれぞれの項目 (③は社団のみ。) について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)
- (2) 事務所の所在地 三重県鈴鹿市平田二丁目1番8号
 注) 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。
- (3) 設立認可年月日 平成10年3月13日
- (4) 設立登記年月日 平成10年4月 2日

2 事業の概要

(1) 本来業務 (開設する診療所の業務)

種 類	施設の名称	開 設 場 所	許可病床数
診療所	医療法人 宮崎産婦人科	三重県鈴鹿市平田二丁目1番8号	16床

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

- 令和 4年 4月27日 令和3年度決算の承認
 理事の報酬額の承認
- 令和 5年 2月23日 令和5年度の事業計画及び収支予算の決定
 令和5年度の借入金額の最高限度額の決定

様式 3 - 2

法人名 医療法人 宮崎産婦人科
 所在地 三重県鈴鹿市平田二丁目1番8号

※医療法人整理番号 0301

貸 借 対 照 表
 (令和5年2月28日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流動資産	560,204	I 流動負債	59,893
II 固定資産	630,267	II 固定負債	689,795
1 有形固定資産	594,788	負債合計	749,688
2 無形固定資産	1,235	純資産の部	
3 その他の資産	34,244	科 目	金 額
		I 資本金	0
		II 資本剰余金	0
		III 利益剰余金	440,783
		IV 評価・換算差額等	0
		純資産合計	440,783
資産合計	1,190,471	負債・純資産合計	1,190,471

様式 4 - 2

法人名 医療法人 宮崎産婦人科
 所在地 三重県鈴鹿市平田二丁目1番8号

※医療法人整理番号 D3071

損 益 計 算 書
 (自 令和4年3月1日 至 令和5年2月28日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	611,922
2 事業費用	426,940
本来業務事業損失	184,982
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	0
2 事業費用	0
附帯業務事業利益	0
事業利益	184,982
II 事業外収益	16,999
III 事業外費用	3,384
経常利益	198,597
IV 特別利益	4
V 特別損失	0
税引前当期純利益	198,601
法人税等	60,968
当期純利益	137,633

- (注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
 2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

様式5

監事監査報告書

医療法人 宮崎産婦人科
理事長 宮崎 顕 殿

私は、医療法人 宮崎産婦人科の令和4年度 会計年度（令和4年3月1日から令和5年2月28日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、診療所において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和5年4月25日

医療法人 宮崎産婦人科

監事 古川 典明